



長久手市景観計画（案）

長久手市

2019年11月11日

表紙写真

長久手まちのフォトコンテスト 最優秀賞作品

氏 名：原川洋一郎 撮影場所：杣ヶ池公園

タイトル：長久手の仲間たち

この景観を選んだ理由：

写真のトンボはチョウトンボといい、本州、四国の平地や丘陵地などの植生豊かな湖沼にいるトンボですが、全国的に数が少なくなっているそうです。6月初旬から羽化が始まりますが、杣ヶ池公園では毎日7,8匹の羽化を確認できました。

現在の長久手は都市化が進みながらも豊かな自然を身近に残している魅力的な土地です。背景に都市化の象徴である大きなマンションを映しこみ、豊かな自然の象徴であるチョウトンボを撮影したこの写真が長久手を表現できていると思い、選びました。



目 次

序 章	景観とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 1 章	長久手の景観のいいところ“長久手らしさ”・・・・・・・・	4
第 2 章	長久手の景観の直さないといけないところ・・・・・・・・	6
第 3 章	長久手の景観をどう思われているか・・・・・・・・	7
	・市民アンケート	
	・市民ワークショップ	
	・長久手フォト・まちの絵コンテスト	
	・まとめ	
第 4 章	長久手の景観をどうしていくのか・・・・・・・・	17
第 5 章	景観計画策定について・・・・・・・・	18
第 6 章	景観計画区域と方針・・・・・・・・	28
第 7 章	良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項・・・	37
第 8 章	景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針・・・・・・・・	45
第 9 章	市民主体の景観形成の推進に向けて	
第 10 章	景観まちづくりの推進	

序 章 景観とは

1. 景観とは

景観とは、「景」を「観る」と書き、私たちが「視覚」によって得る視覚的環境像は全て「景観」と呼ぶことができます。また、「景観」を英語で訳すと「landscape（ランドスケープ）」であり、周囲の自然や土地・地域を含めた広がりを持った視覚的情報として認識されるものが「景観」と捉えられます。

良好な景観は、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけるものであり、人々の地域に対する愛着やふるさと意識を育みます。

身の回りの景観の良さは、潤いある魅力的で豊かな生活環境の創出に貢献します。



2. 景観まちづくりとは

自分たちのまちの魅力を楽しみ、貴重な財産として次世代に残せるように、わがまちの景観を維持・継承・改善するための様々な取り組みが行われています。それが景観まちづくりです。

景観まちづくりは、現在の良好な景観を大事に保全することだけでなく、新たに魅力的な景観づくりをつくり出すことも含みます。

また、この景観まちづくりは、身近な清掃や緑化など、日々の暮らしに根ざしたまちの景観を整えるための地道な活動を私たち一人ひとりが意識して取り組んでいく必要があります。

景観まちづくりの効果

① まちに対する愛着や誇りの醸成につながる

自分たちが暮らすまちの景観と改めて向き合い、自らが景観づくりに参加することで、新たな発見・気づき、地域の人々とのつながりが生まれ、自分たちのまちに対する愛着や誇りの醸成につながります。

② 地域の魅力や特徴づくり“長久手らしさ”につながる

良好な景観を形成することは、地域の自然環境や歴史・文化・伝統等を活かすことであり、ひいては地域の魅力や特徴づくりにつながります。

③ 地域コミュニティの再生・活性化につながる

自分たちが暮らす地域の景観を考えるための話し合いの場や清掃活動、花植え活動に参加するなど、地域住民が共に景観づくりに取り組むことで、地域コミュニティの再生・活性化につながります。

④ まちのにぎわいづくりにつながる

良好な景観形成により地域の魅力の向上や特徴づくりがなされることで、交流や観光の振興が促進され、ひいてはまちのにぎわいづくりにつながります。

3. 市民の景観への関わりかた

①「長久手の景観を知る」

市民が誇りや愛着を持てる景観まちづくりを進めるためには、長久手の※景観資源、あるいは地域や身の周りの景観資源に気づくことが大切です。

※景観資源…地域のシンボルとなる建築物や工作物、樹木等であり、地域の景観形成を進める上で手がかりの1つとなる資源のこと

②「今ある暮らしの中の景観を大切にする」

守るべき景観、育てるべき景観は必ずしも立派なものではないかもしれませんが、日常の暮らしの中で培われてきたちよつとしたものや、何気ないものの中にこそ、味わい深く、大切なものがあることがあります。

③「地域や個人（市民）がまちの景観を考える」

地域独自の祭りやまちなみなどは、地域コミュニティの一つの現れであり、地域の人と人とのつながりによって育てられてきたものです。

ごみのポイ捨てや犬のふん害などは一人ひとりの気遣いで解決できる問題ですが、快適で暮らしやすいまちにしたいという思いをどのように育てていくのかを考えていくことが大切です。

④「これからの市民へ引き継ぐ（渡す）」

今、私たちの目にしている景色は新しいものもあれば、長い時間をかけたものや私たちの暮らしの中で創りあげられてきたものまで様々です。今ある良い景観を子どもたちや孫、その次の世代へと引き継ぎ、悪くなってしまった景観を補修し、創っていく必要があります。

①～④を意識して、市民一人ひとりできることを取り組む

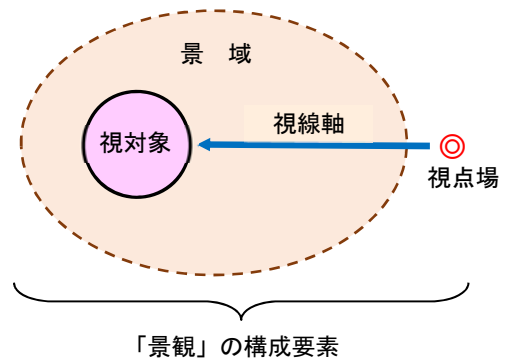
市民の景観まちづくり
(長久手らしい景観まちづくりへ)

4. 景観の捉えかた

① 広がりや奥行きを意識する

「景観」は、見られるモノ（視対象）、それを見る場所（視点場）、両者を結ぶ線（視線軸）によって構成されますが、私たちは実際には、もっと広い視野で空間を見えています。

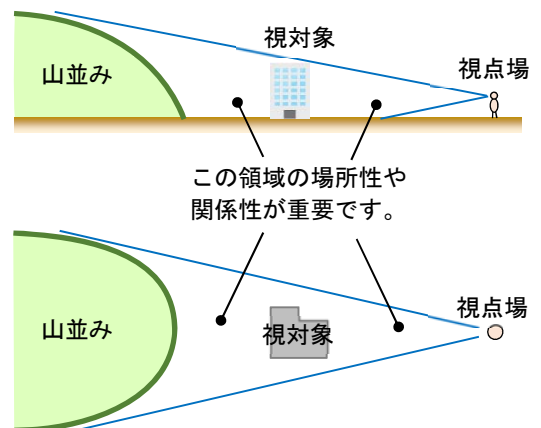
例えば、建物を見ているが周囲の自然も見えており、視対象となるモノの周囲や背景にある景観を含めて捉えることが重要です。



② まわりの景観を意識する

どんな洗練された建築物や構造物であっても、それを建設したり、設置する場所が、緑豊かな田園や山間、あるいは史跡などの歴史的空間であった場合、その建築物や構造物は地域の景観を損ねる要因となる可能性があります。

「景観」は、広がりや奥行きをもった空間であり、建築物や構造物などを建設する際は、田園や山並み、水辺、まちなみなどといった場所や背景との関係性を意識することが重要です。



③ 地域で共有する空間を意識する

「景観」は、私たちが普段見ている自然や公共空間だけではなく、多様な活動や市民生活などを含む幅広いものです。そのため、河川や道路、公園などの公共空間だけでなく、通りから見える個人の建物や庭木などの私的空間も含まれます。

特に、建物の外壁や屋根、敷地内や道路境界の緑、建物に付属する屋外広告物や付属設備など、通りから見える公共空間から見える部分は、まちの景観を構成する大きな要素であり、「準公共空間」といえます。「準公共空間」は、私的な空間であっても、地域で共有する空間であるという意識を持つことが重要なことから、「公共空間」と「準公共空間」とを合せて景観まちづくりの対象として捉え、市民共有の財産である魅力ある景観まちづくりを市民、事業者の方々と行政が協働で行うことが重要です。



5. 長久手らしい景観づくりとは、市民の声を取り込み、活動できる場をつくる

長久手の景観特性を抽出する際に、土地利用や道路、河川などの大きな景観要素を机上で抽出することはできますが、歴史の積み重ねや地域特有の個性あふれる景観を抽出するためには、そこに住む市民の意見を聞くことが重要です。

また、長久手の景観まちづくりを進めていくためには、市民の協力が必要であるとともに、優れた景観を維持していくためには、市民が誇りを持って、自らが主体的に景観まちづくりに携わる機会や場を設けることにより関心を広げていくことが重要です。



第1章 長久手の景観のいいところ“長久手らしさ”

長久手は、良好な住宅地とみどり豊かな田園や樹林地がバランスよく広がる調和のとれた街を目指して、公園や道路などの整備で潤いや景観を意識した整備を進め、美しい住宅地として発展してきました。

思い起こされる長久手のいい景観は…

- ◎長久手を源流とする香流川・田園・東部に多く残る里山などの自然
- ◎小牧・長久手の戦いに関する史跡や社寺、伝統ある警固祭りなどの歴史資源
- ◎岩作周辺の古くからのまちなみ
- ◎図書館通りやはなみずき通りなどの街路樹や公園などの街の中の緑
- ◎土地区画整理事業等により発展した美しい住宅地のまち並み
- ◎市を横断するリニモからの眺望 など

まちうた(詩)「さかそう ながくて じちのはな」(抜粋)

わしらのまちの 長久手は

戦国の世からの 伝統と 清き流れの 香流川

緑豊かな 里山と リニモが結ぶ 街並みや

万博の知恵と理想が 誇りだな

※まちうた(詩)「さかそう ながくて じちのはな」は、「長久手市みんなでつくる条例」を考えるために集まった市民有志が、まちへ想いを詩にまとめたものです。





第2章 長久手の景観の直さないといけないところ

平成 15 年に国土交通省が、「子供たちに残したい&残したくない・ニッポンの道景色・大募集」と題して、きれい、見苦しいなどと感じる道路の景観を、ホームページ等を通じて募集した結果は、電線・電柱、看板、まわりの建物、ゴミなどでした。

長久手の市民アンケートでは、良くない景観として「河川がきれいに整備・管理されていない」「建物やまちなみの統一感がない」「電柱や電線」「ごみのポイ捨て」「道路がきれいに整備・管理されていない」「空き地・空家」「まちなかに花やみどりが少ない」となっており、主に維持管理面の問題が多くあげられていました。



第3章 長久手の景観はどう思われているか

1. 景観についての市民の意向

長久手の景観について、景観計画市民アンケートや市民ワークショップを実施して、市民にどう思われているかの確認や、今後どのように景観まちづくりを進めると良いかなどのアイデアを頂きました。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
2018(平成30)年度					景観計画市民アンケート			市民ワークショップ				
2019(令和元)年度			長久手フォト・まちの絵コンテスト			市民ワークショップ						



▲平成30年度市民ワークショップ



▲平成30年度市民ワークショップ



▲平成30年度市民ワークショップのチラシ



▲長久手まちの絵コンテスト表彰式



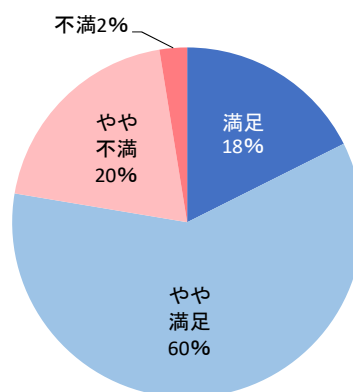
▲令和元年度市民ワークショップ

2. 市民アンケート

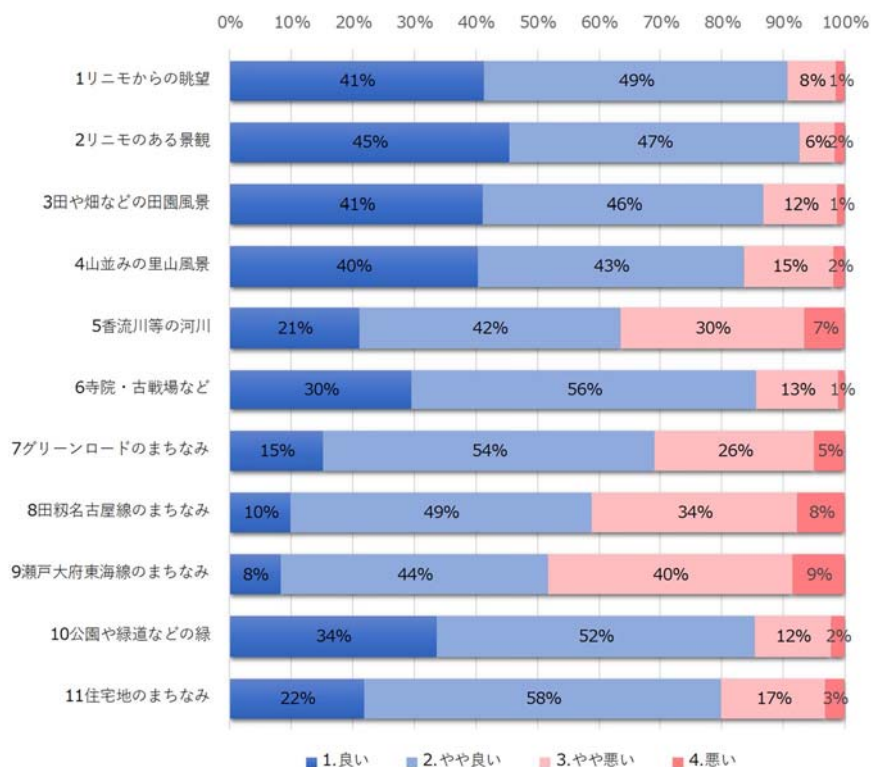
現状の長久手の景観をどのように感じているかを調査し、また、市民のこれからの景観まちづくりに対する意向を把握し、今後の市政運営等に反映させるため、平成30年8月に住民基本台帳から無作為抽出された市内在住の満18歳以上の2,000人を対象にアンケート調査を実施しました。

調査概要	配布数	回収数	回収率
	2,000人	572部（無効1部含む）	28.6%

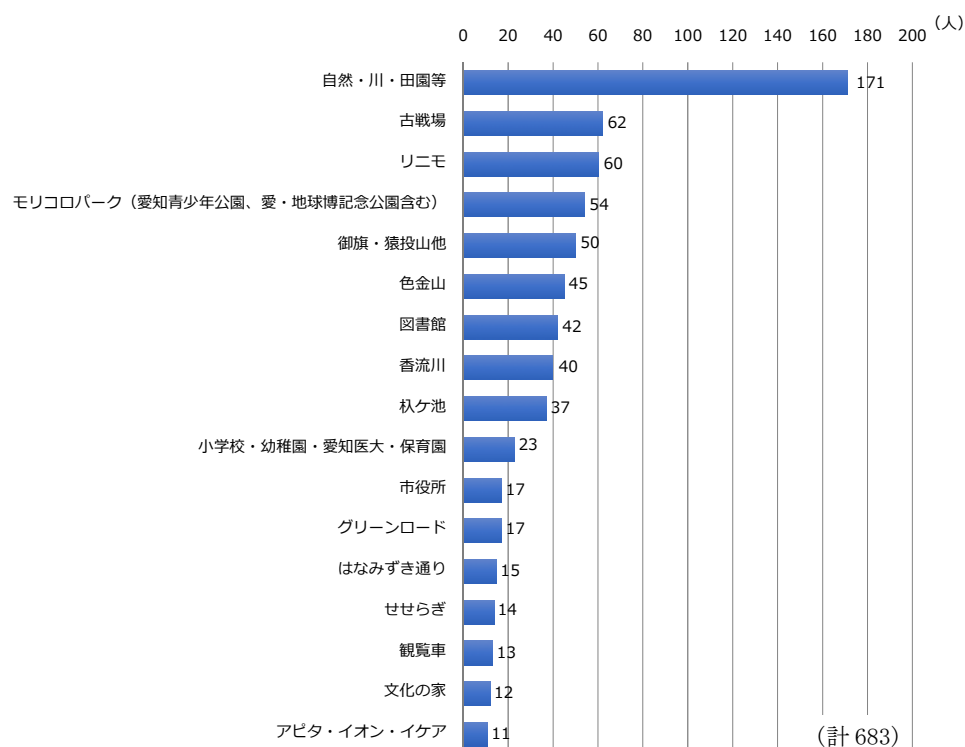
- ①「長久手市の景観について、どう思いますか」との問いに対して約80%が満足しているという結果でした。



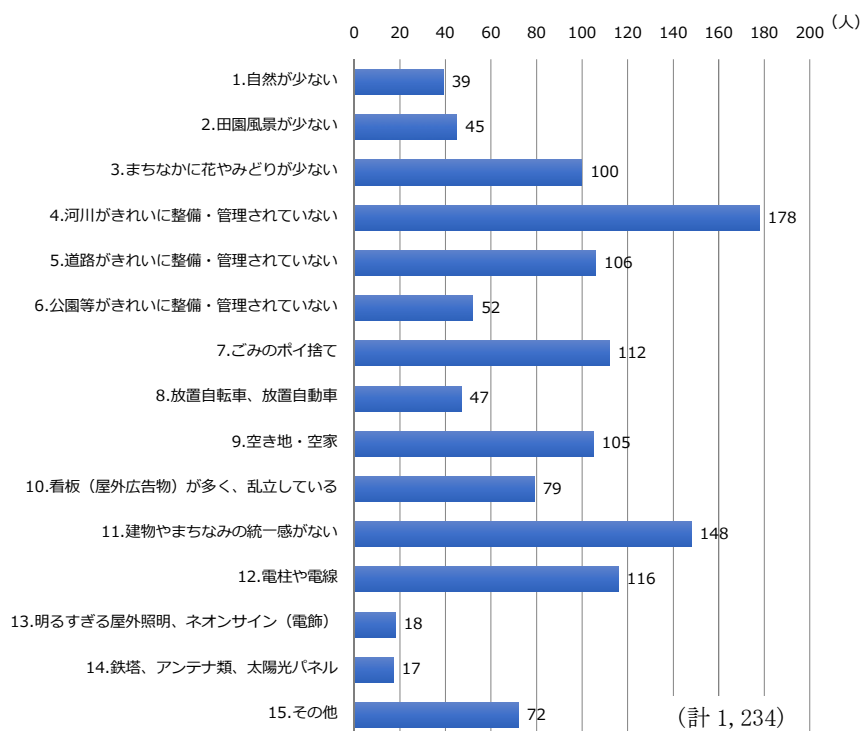
- ②「長久手市の景観について、どの様に感じていますか。」との問いに対して、**8割以上がリニモや公園など都市的な景観と、田園風景や里山風景、歴史を感じられる風景を良いと感じています。**一方で**幹線道路沿いと河川の景観については約3割がやや悪いと感じています。**



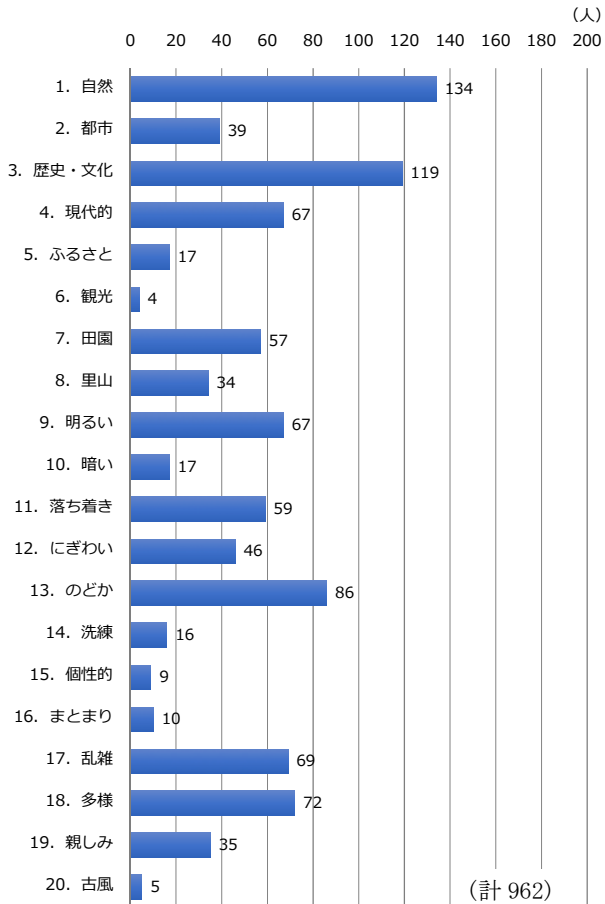
③「将来残していきたい景観はありますか」との問いに対して、最も回答が多かったのは「自然・川・田園等」、次いで「古戦場」、「リニモ」などでした。



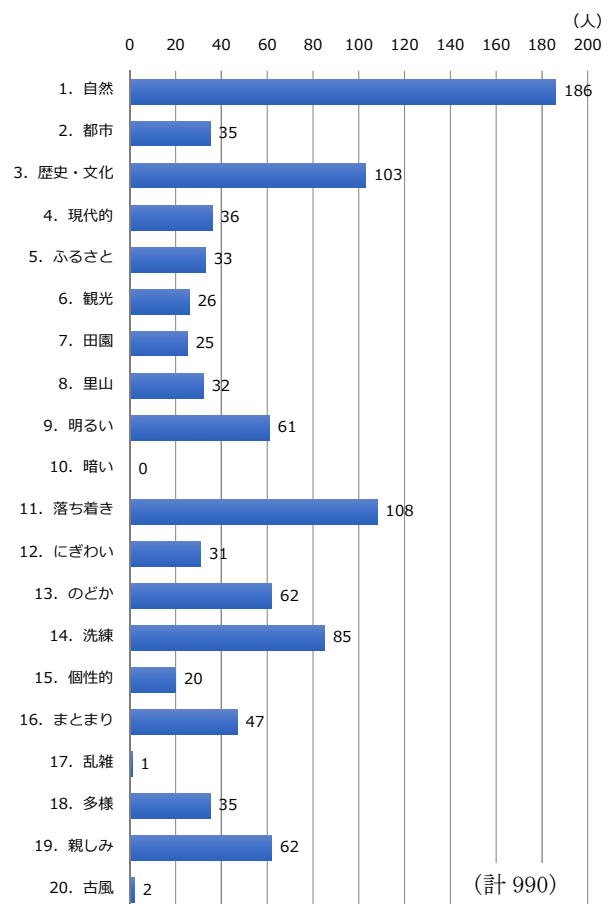
④「良くない景観要素はなんですか」との問いに対して、最も回答が多かったのは「河川がきれいに整備・管理されていない」、「建物やまちなみの統一感がない」、「電線や電柱」でした。



⑤「現在の景観として、イメージするもの」との問いに対して最も回答が多かったのは、「自然」、「歴史・文化」で、次いで「のどか」、「多様」、「乱雑」、「現代的」、「明るい」でした。



⑥「これからの景観のイメージにふさわしいもの」との問いに対して最も回答が多かったのは「自然」、「落ち着き」で、次いで「歴史・文化」、「洗練」、「のどか」、「親しみ」、「明るい」でした。



⑤「現在の景観」と⑥「これからの景観」と比較して、回答数が上昇している項目は「自然」、「観光」、「落ち着き」、「洗練」、「個性的」、「まとまり」でした。

以上の⑤と⑥のアンケート結果より、下記のイメージが伺えます。

- (1) のどかで親しみのあるふるさとの自然の風景を残す。
- (2) 歴史・文化を活かした長久手らしい名所(観光)を磨く。
- (3) 明るく、落ち着きのある洗練された街をつくる。

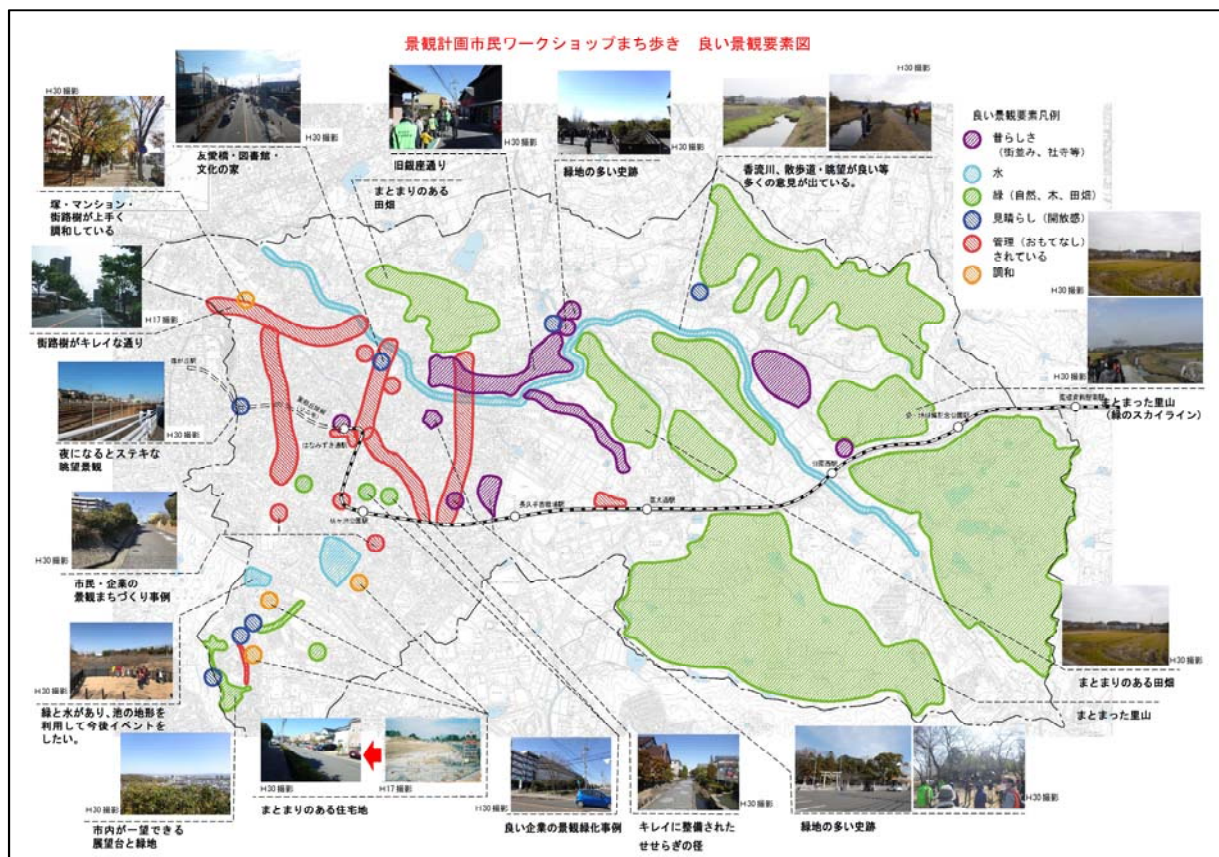
3. 景観計画市民ワークショップ

延べ〇〇名の方に景観計画市民ワークショップに参加していただき、長久手の景観について話し合いました。

3-1. まち歩きによる景観の要素分け

市民ワークショップのまち歩きで出された良い景観、良くない景観を以下に整理したところ、「緑」、「自然」、「眺望」、「管理」、「調和」、「昔らしさ」、「ゴミ」といったキーワードが得られました。

良い景観	
■緑（まとまりのある緑）⇒ 緑	・まとまった里山、まとまりのある田畑、モリコロパーク
■水辺 ⇒ 自然	・香流川、杣ヶ池公園、ため池
■見晴らし（開放感）⇒ 眺望	・色金山、友愛橋、市が洞にある展望台、アピタの立体駐車場
■良好な管理 ⇒ 管理	・図書館通りや香流川通りなどの緑豊かな街路、せせらぎの径
■調和 ⇒ 調和	・まとまりのある住宅地
■昔らしさ ⇒ 昔らしさ	・岩作の旧銀座通り、既存集落、緑豊かな社寺及び史跡



良くない景観

■緑（自然）が少ない ⇒ 緑

- ・グリーンロードは緑が少ない、瀬戸市境の緑量が減っている
- ・香流川に木陰が少ない

■無機質（コンクリート）⇒ 自然

- ・鴨田川は殺風景

■眺望が良くない（圧迫感がある）⇒ 眺望

- ・木が生い茂り眺望できない、周辺環境と調和しない高い建築物

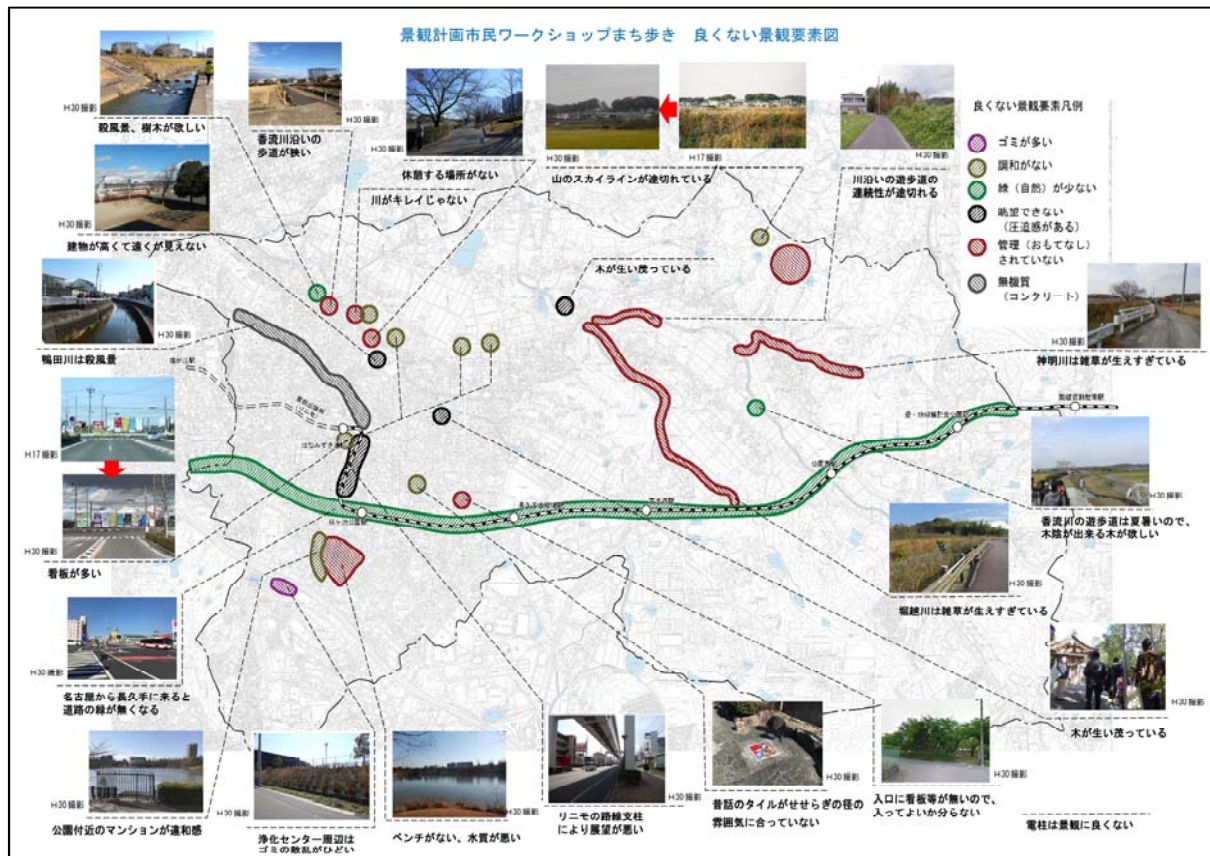
■管理されていない ⇒ 管理

- ・雑草が多い（堀越川、神明川）、幹線道路の植栽帯の雑草、杣ヶ池の水質が悪い

■調和がない ⇒ 調和

- ・田園への視線を遮る看板が多い、山のスカイラインが途切れている

■ゴミが多い ⇒ ゴミ



3-2. 良いと思う長久手の風景

ワークショップ参加者に「あなたが良いと思う長久手の風景」を選んでもらうとともに、選んだ理由をお聞きしました。

選定理由を見ると、それぞれの日々の生活や営みに関わりながら、長久手らしさを感じる景観や、癒しや親しみを感じている景観が選ばれています。

順位	景観要素	選定理由
1位	公共緑地 (モリコロパーク、杵ヶ池公園、桧ヶ根公園、せせらぎの径など)	・長久手らしさを感じる。 ・公園がキレイに整備されている。 ・昔から通っていて愛着がある。 ・モリコロパーク観覧車が良い。
2位	歴史ある眺望景観 (古戦場公園、御旗山、色金山)	・長久手の特徴となっている。 ・歴史を大事に保存している。 ・身近にあって、いつでも気軽に行ける。 ・色金山など自然林が多い。
3位	河川景観 (香流川、鴨田川、堀越川など)	・遊歩道をきれいに作っている。 ・香流川は起伏が少なくひらけている。 ・住まいの目の前に川があり良い。
4位	里山景観 (東部丘陵の山並みと山裾など)	・癒される風景。 ・緑が多く自然豊かである。 ・東部の緑は残すべき。 ・里山クラブが活動して管理されている。
5位	リニモ景観 (リニモからの風景(車窓、駅)およびリニモのある風景)	・長久手らしさがある。 ・リニモに乗って街をゆったり見渡せる。 ・景色がまちから田舎へ変わって楽しい。 ・新しくて良い。
6位	主要生活道路景観 (図書館通り、香流通り、長久手西通り、古戦場通り、けやき通りなど)	・歩車道分離と木陰があるところ ・緑があるのが良い。
7位	社寺と社寺林 (景行天皇社、多度社、石作神社、神明社など)	・毎年お参りする＝愛着がある。 ・昔の建物は良い。 ・鎮守の森として緑を残したい。
8位	旧集落 (昔ながらの面影を残す岩作旧銀座通り周辺の岩作地区、前熊・熊張など)	・昔から住んでいる。移り変わりが。 ・旧岩作銀座通りは昔の面影が残っている。 ・岩作の灯籠が良い。
9位	文化交流施設 (文化の家、中央図書館、トヨタ博物館など)	・個性的な建物である。 ・文化の家をセカンドリビングとして利用 ・歩道橋から御嶽山が見えるのが良い。

3－3．長久手の魅力をあげる

ワークショップ結果を反映

3－4．景観まちづくりの市民活動

ワークショップ結果を反映

4. 長久手フォト・まちの絵コンテスト

「あなたの好きな長久手をとろう（かこう）」をテーマに、長久手フォト・まちの絵コンテストを開催しました。

描かれた施設や風景を見ると、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）とリニモが多く対象とされていました。

愛・地球博記念公園（モリコロパーク）とリニモ以外では、「通り」、「公園」、「中央図書館」、「祭り」、「自然（山並み・田園）」、「桜」、「Nバス」、「眺望」などが対象とされ、公共施設では、中央図書館が多く対象とされていました。

◆長久手フォト・まちの絵コンテストで対象となった施設・風景
(人)



1	モリコロパーク		51
		大観覧車	20
		サツキとメイの家	11
		その他園内	6
		こどもの広場（キリン・ゾウ・水）	4
		モリゾーとキッコロ	4
		愛知県児童総合センター	4
		フィールドセンター	2
2	リニモ関連		40
		車体	35
		駅	3
		はなみずき広場	2
3	通り		12
		グリーンロード	7
		図書館通り	2
		市が洞交差点	2
		その他	1
4	公園		11
		杵ヶ池公園	5
		長久手古戦場公園	2
		その他	4
5	長久手中央図書館		11
6	祭り		10
		オマント（警固祭り）	3
		古戦場桜祭り	2
		その他	5
7	自然（山並み・田畑）		10
8	桜		10
9	Nバス関連		5
		車体	3
		バス停	2
10	眺望		4
		市が洞展望台	2
		アビタ	2

5. まとめ

【市民アンケート】

「将来残していきたい景観」で、最も回答が多かったのは「**自然・川・田園等**」、「**古戦場**」、「**リニモ**」で、「良くない景観要素」で、最も回答が多かったのは「**河川がきれいに整備・管理されていない**」、「**建物やまちなみの統一感がない**」、「**電線や電柱**」、「**ごみのポイ捨て**」でした。

「現在の景観」と「これからの景観」のアンケート結果より、景観づくりイメージが伺えます。

【景観計画市民ワークショップ】

良い景観、良くない景観を整理したところ、「**緑**」、「**自然**」、「**眺望**」、「**管理**」、「**調和**」、「**昔らしさ**」、「**ゴミ**」といったキーワードが得られました。

長久手らしい景観として、公共緑地、歴史ある眺望景観、河川景観、里山景観、リニモ景観などが選ばれました。

【長久手フォト・まちの絵コンテスト】

描かれた施設や風景を見ると、**愛・地球博記念公園（モリコロパーク）**と**リニモ**が多く対象とされ、それ以外では「通り」、「公園」、「中央図書館」、「祭り」、「自然（山並み・田園）」、「桜」、「Nバス」、「眺望」などが対象になっています。

考 察

【市民アンケート】

- 残していきたい「自然・川・田園等」の自然景観の保全、「古戦場」の歴史景観と「リニモ」からの眺望景観と「リニモ」のある景観の保全
- 良くない景観要素の河川や道路の適正な維持管理、調和のあるまちなみの促進、ゴミのポイ捨てなど環境美化意識の向上
- アンケート結果に基づく景観づくりのイメージ
- （１）のどこかで親しみのあるふるさとの自然の風景を残す
- （２）歴史・文化を活かした長久手らしい名所(観光)を磨く
- （３）明るく、落ち着いたきのある洗練された街をつくる

【景観計画市民ワークショップ】

- 良い景観の魅力を伸ばし、良くない景観を改善するには、まとまりのある緑の保全、親しみある水辺の保全、眺望点の確保、昔らしさの保全、調和のあるまちなみの確保、河川・道路・公園等の適正な維持管理への対応が必要
- 長久手らしい景観の公共緑地、歴史ある眺望景観、河川景観、里山景観、リニモ景観の保全と育成が必要

【長久手フォト・まちの絵コンテスト】

- 愛・地球博記念公園（モリコロパーク）およびリニモ景観との調和や連携が必要
- 上記以外の景観資源(通り・公園・公共施設・祭り・自然・眺望)の保全や育成が必要

第4章 長久手の景観をどうしていくのか

第1章から第3章で示したように長久手の多様な景観は、まちうた（詩）「さかそう ながくて じちのはな」にも出てきます。また、うた（詩）の最後には以下のように記されています。

「自分がまちに 出来ること 最初の一步を 踏み出そう

今ある暮らしを もっと良く キラキラ光る 長久手を

今日の市民が つくるため 明日の市民に 渡すため・・・」

長久手らしい景観まちづくりの目標を下記の通りとし、この市民有志がまちへの想いをまとめたうた（詩）のように、今ある暮らしをもっと良くし、また明日の市民に、長久手らしい景観を引き継ぐことを目指します。

1. 長久手らしい景観まちづくりの目標

多様な長久手の景観を知り

今ある暮らしをもっと良くキラキラ光る長久手を

今日の市民がつくるため明日の市民に渡すため

みんなで景観まちづくりに取り組もう！！



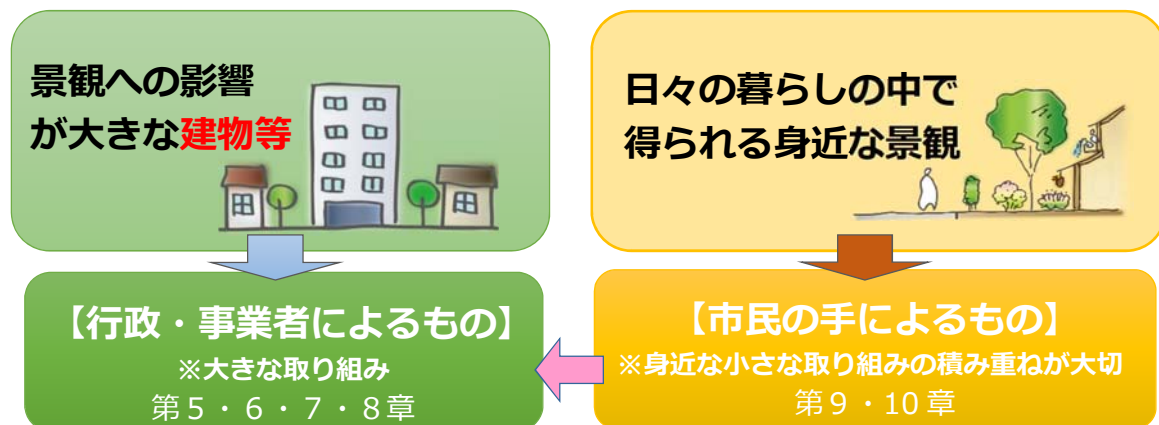
2. 長久手の景観まちづくりの方向性

長久手の景観は、香流川や里山などの「自然景観」、小牧・長久手の戦いに関する史跡や社寺などの「歴史景観」、新しい住宅地・愛・地球博記念公園（モリコロパーク）などの「生活・文化景観」、東部丘陵線（リニモ）・大型施設などの「産業・社会景観」など、多様な景観が見られ、これらが相互に重なり・つながることで、他都市にはない特色ある景観を形成しています。

長久手の特色である多様な景観に対しては、行政しかできないことや、行政が行った方が良く、市民や事業者が行った方が良く、それぞれが主体的に協働して景観づくりを行うことが“長久手らしい景観まちづくり”であると考え、これを推進していきます。

その多様な景観に対する取組みとして、景観への影響が大きな建物等については、景観法に基づく届出により誘導していきます。

一方で、日々の暮らしの中で得られる身近な景観については、市民の手や地域などにより、景観づくりを行っていくことが必要と考えます。



第5章 景観計画策定について

1. 計画策定の背景

景観法（平成16年6月18日法律第110号）の制定以前は、各自治体が各々で景観条例の制定等を通じて景観形成の取組みに努めるも、法律の後ろ盾がなく、強制力に限界があるなどの問題がありました。そのため国は、景観の意義やその整備・保全の必要性を明確に位置付けるとともに、地方公共団体に対し、いざという場合の一定の強制力を付与することを目的とした景観法を制定しました。

これまで長久手では、2004（平成16）年6月に景観法の制定を受け2005（平成17）年9月1日に景観法に基づく景観行政団体となり、景観行政に努めてきました。

2. 計画策定の目的

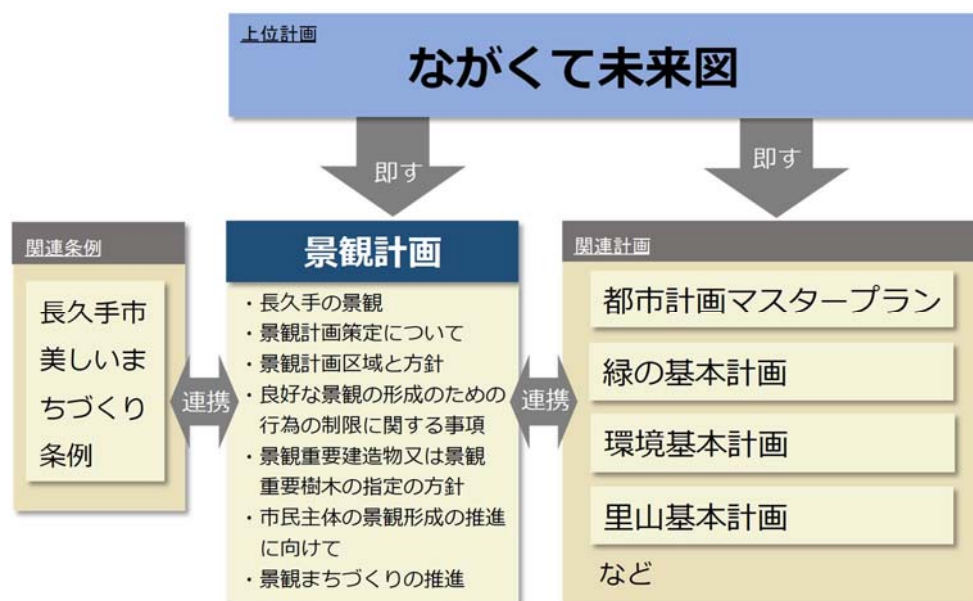
2005（平成17）年に『長久手市美しいまちづくり条例』を制定し、「誰もが住みやすい美しいまち」の実現に努めてきたまちづくりや、長久手市総合計画（以下「ながくて未来図」という。）でうたう景観施策に景観法の法的根拠を持たせ実行力を高めます。

長久手は、香流川、古戦場、モリコロパーク、東部丘陵線（リニモ）などの長久手独自の景観資源が分布し、それらが地域の営みと積み重なって、他都市にはない特色ある景観を形成しています。

その特色ある長久手らしい景観を守り・育み・創造するため、「市民」・「事業者」・「行政」が役割分担をし、それぞれの主体的な取組みを促進し、協働して取組む景観づくりの方針・施策・規制などの方向性を示した景観計画を定めます。

3. 景観計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条の規定に基づく景観計画であり、景観法に規定する必要な事項を定めます。また、「ながくて未来図」に即し、各種関連計画などと整合等を図ります。



4. 計画の期間

本計画の計画期間はおおむね10年間としますが、計画の進捗状況を勘案し、必要に応じて適宜、景観内容等の見直しや充実を図っていきます。

5. 長久手市の景観特性

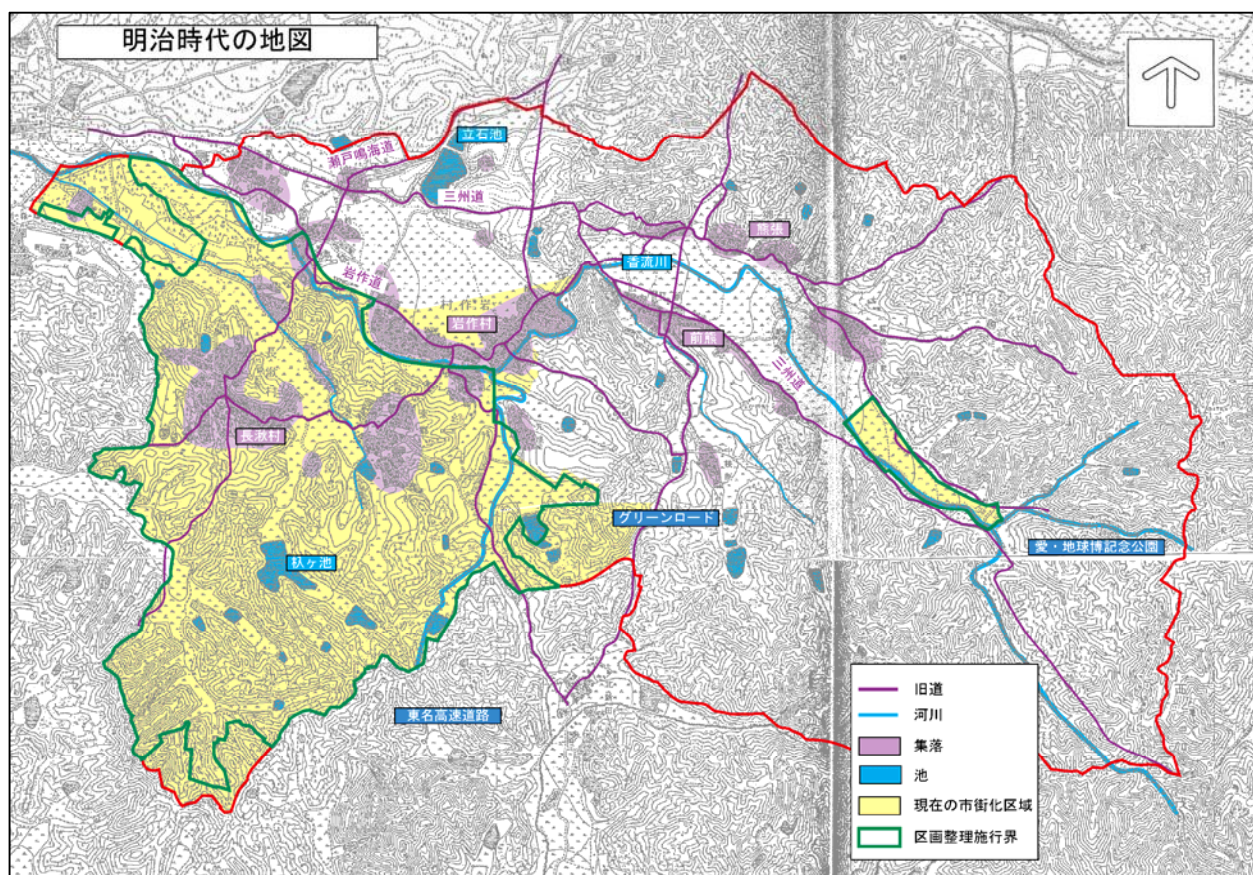
5-1. 長久手全体の特性

長久手は、東側には緑豊かな丘陵地や、田園が広がり、また、西側には、市街化区域の約8割を占める土地区画整理事業により整備された市街地が広がっています。

市街化区域の多くが西側に配置されており、西側の市街地と、東側の田園・丘陵地で、大きく中央で2つの景観特性があります。

また、香流川、古戦場、モリコロパーク、東部丘陵線（リニモ）などの長久手独自の景観資源が市内に分布し、多様な景観が見られます。

	“まち” と “さと”	区域と写真
特徴	西側の住宅地を中心とした“まち”と、東側の豊かな緑に包まれた田園・丘陵地の“さと”という2つの顔を合わせ持つコントラスト（対照）のある景観を形成しています。	
“まち”	“まち”においては、新しい住宅地や商業地を中心に広がっており、公園やせせらぎ、庭木や街路樹の緑がまちに潤いを与えています。その一方で、昔ながらのまち並みも残っています。 “まち”は、これまで、今も残っている「旧市街地の特性」と「土地区画整理事業」で面整備し、良好なまち並み景観を形成してきました。 長久手の西部は、区画整理事業により市街地として開発されていますが、岩作地区の旧市街地は昔の中心地としての面影が残されています。	 ▲リニモから“まち”の眺め
“さと”	“さと”においては、田園や集落、緑の丘陵地による自然豊かでのどかな風景が広がり、その眺めは人々の心に安らぎや潤いを与えています。 “さと”の東部の既存集落や農地、丘陵地については、明治時代の地図にあるように昔から変わらず現代まで残されています。	 ▲“さと”の眺め



5-2. 要素別の景観特性

長久手の景観特性を把握するため、土地利用、道路や河川の軸、人々が集まる集中点などで景観を分類し、景観資源図として取りまとめます。

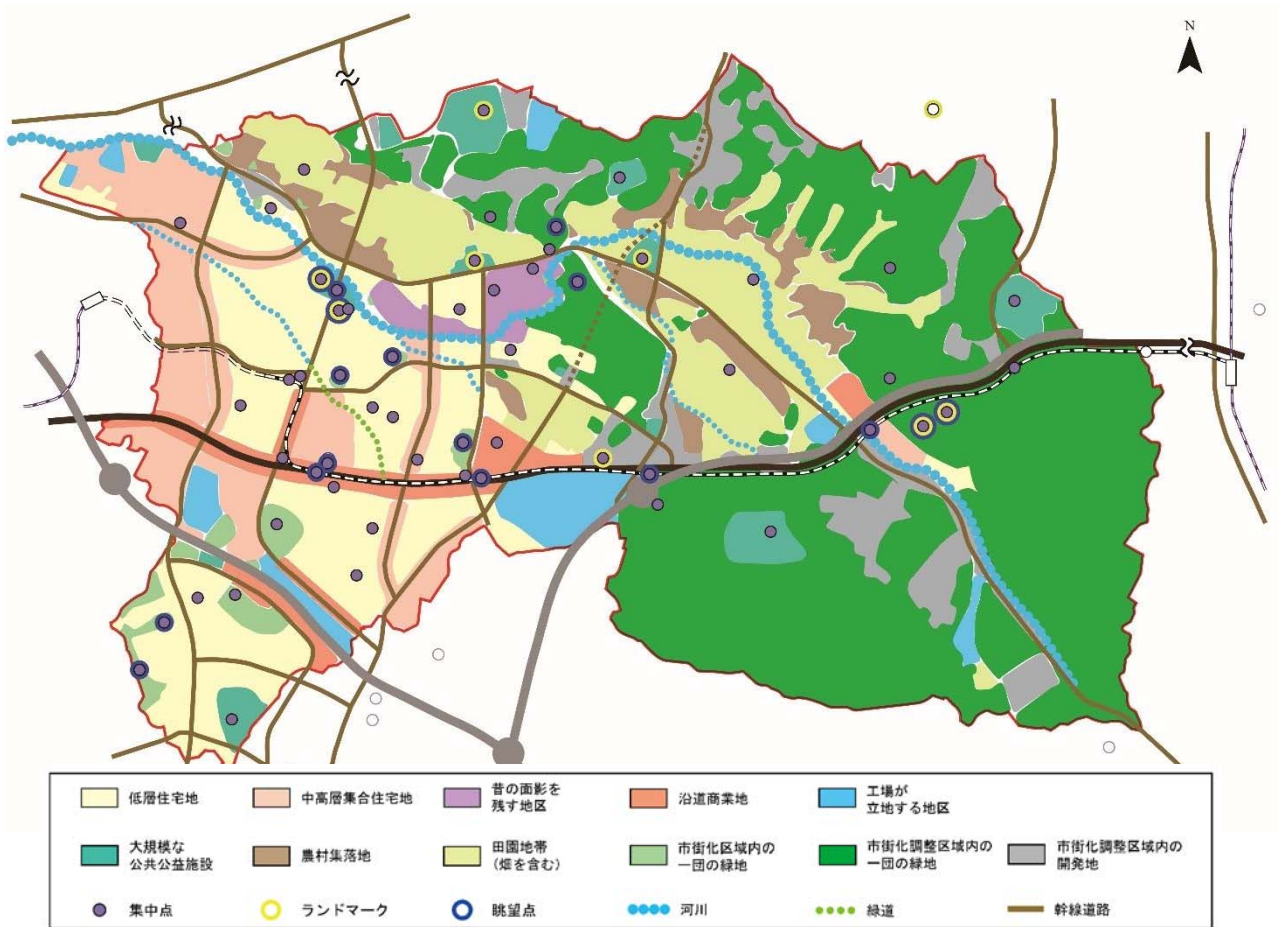


図 景観資源図

長久手らしさを活かした良好な景観形成を進めていくためには、長久手の景観の特徴と課題を抽出する必要があります、5つの景観特性（点・線・面・眺望・歴史）で整理します。

特性	配慮事項	景観資源図の分類	主な景観資源
点的特性	良好な景観のポイントとなるために、景観資源そのものの魅力を高め、周辺の景観との調和や、市民に親しまれるランドマークとしての役割が必要。	集中点、点・ランドマーク、大規模な公共施設、市街化区域内の一団の緑地	街かど広場、中央図書館周辺、公共施設など
線的特性	良好な景観の軸となるために、景観資源そのものの魅力を高め、軸としての奥行きや軸に接する建築物等の調和に配慮が必要。	河川、緑道、幹線道路	リニモ、香流川、図書館通りなど
面的特性	良好な景観のまとまりとなるために、景観資源そのものの魅力を高め、一体性が感じられるように調和が必要。	低層住宅地、中高層集合住宅地、沿道商業地、工場が立地する地区、農村集落地、田園地帯(畑を含む)、市街化調整区域内の一団の緑地、市街化調整区域内の開発地	住宅地、商業地、丘陵地と農地による緑地など
眺望特性	良好な眺望景観となるために、景観資源そのものの魅力を高め、視点場の環境の維持と、眺望対象の保全が必要。	眺望点	リニモの高架や橋上駅、東部丘陵の山並み、色金山など
歴史特性	良好な歴史景観を引き継ぐために、景観資源そのものの魅力を高め、歴史的価値を維持し、歴史特性との調和が必要。	昔の面影を残す地域	古戦場公園、警固祭り奉納寺社、既存集落など

① 点的特性…各所に点在し、多くの人が集まる集中点で、長久手を象徴するランドマーク

	公園	公共施設	大規模商業施設等
写真	 ▲はなみずき広場	 ▲中央図書館	 ▲大規模商業施設
特徴	愛・地球博記念公園（モリコロパーク）は、長久手を代表する象徴的な景観として親しまれており、大観覧車とリニモの両方が入ったアングルは強い印象を残します。 また、はなみずき広場、くすのき広場については、街かどの広場公園として印象深い景観を形成しています。	中央図書館周辺は、中央図書館、文化の家、桧ヶ根公園など複数の機能を持つ景観資源が集積しています。 大規模な公共公益施設としては、一般の市民が身近に利用できる杵ヶ池体育館、ござらっせ・福祉の家などがあります。また、市民以外の利用が多い公共的施設として愛知医科大学・愛知医科大学病院、愛知県立大学、愛知県立芸術大学、愛知淑徳大学や研究機関が立地しています。	大型商業施設としてアピタ長久手店、イオンモール、IKEA 長久手が(都)愛・地球博記念公園線（グリーンロード）沿いに立地しています。 その他、民間大型民間施設として、トヨタ博物館が都(都)愛・地球博記念公園線（グリーンロード）沿いに立地しています。
課題	はなみずき広場、くすのき広場は綺麗に整備されているものの、利用者が少ない状況となっています。	現在の良好な景観を維持するよう努めるとともに、周辺環境や緑地などと調和のとれた景観づくりを維持していくことが必要です。	大規模施設であり、建物の高さや形態、色彩等が周辺の景観に大きな影響を与えています。

② 線的特性…同じ要素が線的に連続する、道路や鉄道、河川など

	リニモ・グリーンロード	香流川	道路（グリーンロード以外）
写真	 ▲リニモと“まち”	 ▲香流川の眺め	 ▲図書館通りの眺め
特徴	(都)愛・地球博記念公園線（グリーンロード）とリニモは長久手市のほぼ中央を東西に貫いており、そこを行きかうことで“まち”と“さと”のコントラストが感じられる景観資源となっています。	香流川は、市の中心部を東南から北西に向かって流れ、東は田園地帯、中央は昔ながらの面影を残す岩作地区、西は中高層住宅地を通るなど、風景の移ろいが感じられるとともに、水・緑・人をつなぐ景観資源となっています。	図書館通り、香流通り、けやき通りなどの主要生活道路は、街路樹が植えられ緑豊かな軸を形成しています。
課題	(都)愛・地球博記念公園線（グリーンロード）については、木が少ない、ゴミのポイ捨てや、まとまりのない屋外広告物が設置されています。	香流川は、ゴミの放置や雑草が多く、木陰などの休憩できる場所が少ない状況となっています。	幹線道路沿いに、多数の屋外広告物の設置や、犬のフンの後始末、ゴミのポイ捨てが目立ちます。

③ 面的特性…同じ要素が面的に集まって一体性をもつ住宅地や商業地、丘陵地や田園など

	住宅	商業	さと
写真	 ▲外構がそろった低層住宅地	 ▲大規模商業施設	 ▲御嶽山への眺め
特徴	市西部は、幹線道路沿道を除く大部分が住宅地、特に、低層住宅地が大部分を占めています。また、一部では地区計画によるまち並みに統一感が図られた住宅地があります。 また、4階以上の中高層建物は、市西部の名古屋市との境付近や幹線道路沿道に多く立地しています。	長久手における商業地景観は、主に「沿道商業地」とリ二モの杵ヶ池公園駅、長久手古戦場駅、公園西駅周辺の商業地域に分布しており、人が多く集まることでにぎわいが生まれています。	“さと”は、東部丘陵、御嶽山、色金山といった丘陵地と農地による広大な緑地に囲まれ、“まち”とは明確に異なる空間を形成しています。
課題	派手な屋根や外壁など周辺と調和しない建物があります。 道路沿いの緑化がなく、圧迫感を感じる建物等があります。	道路に面して樹木が植栽されていなかったり、派手な色彩の建物や屋外広告物が設置され、周辺と調和が図られていないものがあります。	“さと”では太陽光パネルや鉄塔の設置されるなどして、樹木の伐採が見られます。

④ 眺望特性…まちを眺める場として、鉄道高架、丘陵地の展望台、高さのある建築物など

	リニモ	丘陵	歴史的眺望	人工的眺望
写真	 ▲リニモを地表から望む	 ▲“さと”の東部丘陵の山	 ▲御旗山からの眺望	 ▲大規模商業施設からの眺望
特徴	リニモの車窓及び高架駅からは、周辺の土地利用に応じて、市街地、商業施設、愛・地球博記念公園（モリコロパーク）、田園地帯、丘陵地の緑が眺められます。 また、リニモの高架を地表から眺めると、高架が空を浮き、それを橋脚が立ち並んで支えており、その姿は、見る人に強い印象を与えます。	岩作丘陵・大草丘陵・三ヶ峯丘陵からなる東部丘陵の山並みは隣接市との間に位置する緑の境、色金山と御嶽山は“まち”と“さと”の間に位置する緑の境として作用する景観資源となっています。 長湫南部の名古屋市猪高緑地の境界沿いの展望台から市の東部を見渡すことができます。	歴史的資源の長久手古戦場、御旗山、色金山などは、家康などの戦国武将も眺めたであろう視点場であり、戦国時代に想いを馳せることができる貴重な景観資源となっています。	愛・地球博記念公園（モリコロパーク）の大観覧車や一部の大規模商業施設の屋上等から市内を見渡すことができます。
課題	リニモからの眺望景観の確保とリニモの周囲に高架より高い建物が建ち始めています。	山の樹林が伐採され鉄塔が設置されるなど、山並みと空とのスカイラインが損なわれてきています。	高い建物が建ち、眺望点からの見通しや、そこから見える風景が損なわれてきています。	高い建物が建ち、眺望点からの見通しや、そこから見える風景が損なわれてきています。

⑤ **歴史特性**…土地の記憶が残る史跡、文化財、昔ながらの面影が残る地域など

	史跡	文化	集落
写真	 ▲古戦場公園	 ▲警固祭り	 ▲岩作の旧銀座通り
特徴	戦国時代の長久手合戦に係る文化財として、長久手古戦場、御旗山、首塚、色金山は国指定文化財の史跡に指定され、“まち”と“さと”の境付近に分布しています。 また、市西部の“まち”中にも、武蔵塚、長久手城趾、血の池公園などの歴史的スポットが点在して残っています。	警固祭りで奉納される地域に根差した古くからの社寺と社寺林（景行天皇社、多度社、石作神社、神明社など）が“さと”に多く分布しています。	昔ながらの面影を残す既存集落が“まち”では岩作地区、“さと”では田園地帯の前熊地区、大草丘陵の山裾の熊張地区に残っています。
課題	歴史的景観を維持保全するため、適切な管理や歴史的まちなみとの調和が必要です。	新しい市民が増えたり、世代交代をしていく中で、今に残る文化的な景観を伝え、継承していく必要があります。	既存集落では周辺と調和しない建物が建つなど、昔ながらのまち並みが損なわれつつあります。

3-3. 景観特性を維持・保全・活用するための課題

第3章で挙げたこれまで行ってきた市民アンケートや市民ワークショップなどで導き出された景観特性を維持・保全・活用するための課題を整理します。

景観づくりの課題		課題への対応
・河川や公園緑地等の良好な景観を維持するため、市民が主体による景観づくりを推進し、利用者のニーズの把握と反映、愛着を高める取組が必要です。 ・多様なコミュニティがあり、地域の特性に応じた市民主体の景観まちづくりが必要です。	→	市民の手による景観づくりが必要
・歴史的景観を維持保全するため、適切な管理や歴史的まちなみとの調和が必要です。	→	歴史的景観の継承が必要
・“まち”では魅力ある住宅地や商業施設の景観づくり、“さと”では丘陵地の樹林や農地の景観の保全が必要です。	→	まちとさとのコントラストが感じられる景観づくりが必要
・香流川は、市民が親しみを持てるような河川景観づくりが必要です。 ・良い景観として、まとまりのある緑の保全、親しみある水辺の保全、眺望点の確保、昔らしさの保全、調和のあるまちなみの確保、適正な維持管理が挙げられた。	→	自然景観の保全・管理が必要
・(都)愛・地球博記念公園線(グリーンロード)については、長久手の玄関口にふさわしい景観づくりが求められています。 ・幹線道路沿いの緑化の推進、屋外広告物の適正化が必要です。 ・生活環境を豊かにするため、居心地が良く歩きたくなる景観づくりを必要です	→	緑化推進やゴミのポイ捨て対応、まとまりのない屋外広告物の整序などが必要です。
・残していきたい「自然・川・田園等」、「古戦場」、「リニモ」景観の保全と、良くない景観要素の「河川や道路がきれいに管理されてない」の適正な維持管理、「ゴミのポイ捨て」など環境美化意識の向上です。 ・リニモからの眺望景観とリニモのある景観を保全することが必要です。 ・眺望点からの見通しや、そこから見える風景の維持保全や周囲との調和が必要です。 ・今後、新たに整備を図る古戦場公園や市役所周辺などについて、景観づくりの方針を定める必要がある。	→	長久手らしい景観の創出が必要

第6章 景観計画区域と方針

1. 景観計画区域について （景観法第8条第2項第一号）

市全域を景観計画区域とします

長久手は前述したように、地域によって多様な景観特性を持っています。

これらの景観を市民みんなが参加し、守り・育むために景観計画の対象とする区域（以下、「景観計画区域」）は、“市全域”とします。

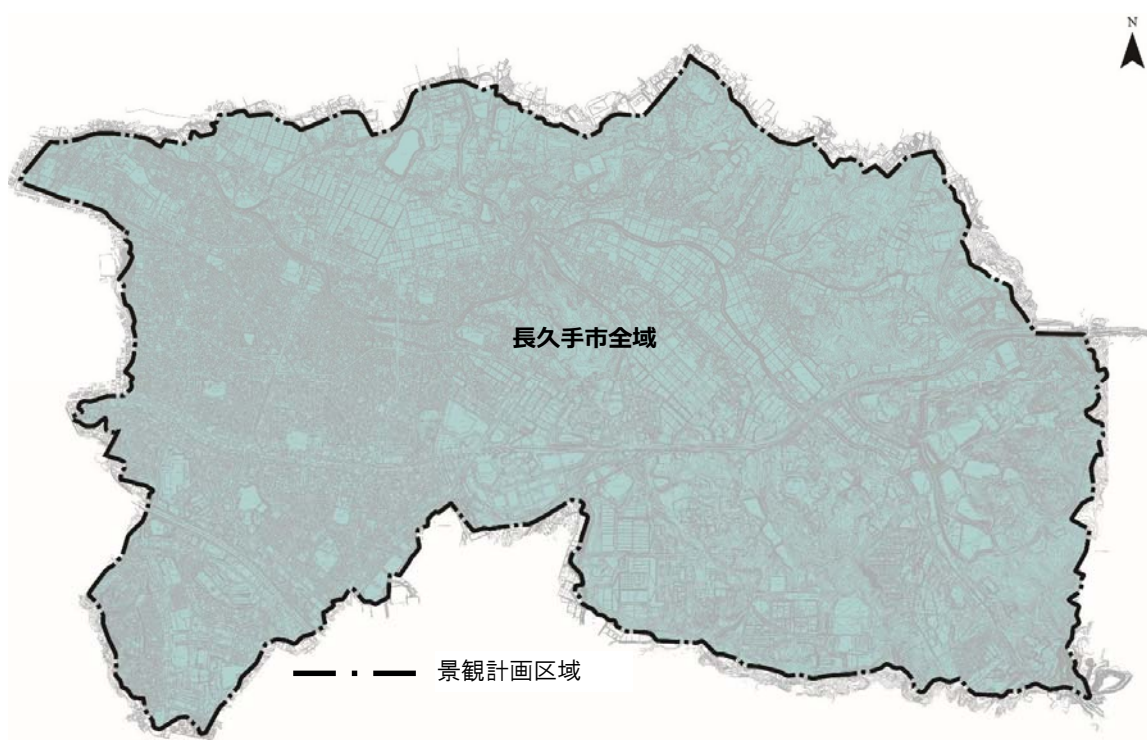


図 景観計画区域

2. 景観形成に関する基本方針（景観法第8条第3項）

長久手らしい景観まちづくりの目標の実現を目指し、長久手の多様な景観特性を踏まえながら、将来にわたり良好な景観形成に積極的に取り組むことが大切です。

ここでは、第4章で整理した景観特性や課題を踏まえ、長久手の景観形成の取り組みの基本方針を以下のように設定します。

基本方針1 市民・事業者・行政の協力による景観づくり

市民や事業者ひとりひとりが自分の住まいや地域を暮らしやすい空間としていくため、主体的に景観づくりを行う必要があります。

従って、市民・事業者・行政が景観形成の方向性を共有し、みんなで協力し合いながら、景観まちづくりを進めます。

また、景観まちづくりの、市民参加のための受け皿を企画し、景観まちづくりへの参加の機会や場づくりを積極的に進めます。



基本方針2 歴史をふまえた将来に向けての景観づくり

長久手は戦国時代に小牧長久手の戦いが繰り広げられた歴史をもつまちです。

戦国時代の長久手合戦が繰り広げられた土地の記憶を引き継ぎ、今に残る景観は、これからも継承していきます。

また、市街化区域内であっても、それぞれの土地が持つ記憶を残しつつ、そこに、新しいまちのよさを織り込みながら景観まちづくりを進めます。



基本方針3 “まち”と“さと”のコントラストが感じられる景観づくり

長久手の一番の特徴は、西側の住宅地が主体の“まち”と、東側の田園や緑の丘陵地などからなる“さと”のコントラスト（対照）です。

このコントラストを保つために、「出掛けたくなる“まち”の風景づくり」、「心安らぐ“さと”の風景づくり」を進めます。



基本方針4 水と緑の景観づくり

“さと”には、丘陵地や香流川沿いに広がる田園など豊かな緑があり、香流川やため池などの水辺とともに田園景観を形成しています。

一方、“まち”においては、住宅地開発により緑が失われ、川は無機質なコンクリート張りとなっている箇所があるため、まちを育む豊かな緑の保全や創出、川の多自然化等による水のある風景軸の形成を行い、潤いのある住環境の形成を図ります。



基本方針5 日々の暮らしが映え、歩きたくなる景観づくり

長久手では、季節により、地域のお祭りや様々なイベントが開催されています。

これらの非日常以外の、日々の暮らしで得られる身近な景観も、季節により樹木の見え方が移り変わるように、緑を増やして日常的に歩きたくなる景観づくりを行います。

さらに、市民交流を促すことにより、にぎわいのある景観を創出します。



基本方針6 長久手らしさが感じられる景観づくり

今後、新たな整備が図られる予定の古戦場公園や市役所周辺では、多くの利用者が見込まれることから、景観まちづくりの視点においても、市民参加の機会や場づくりを積極的に進め、長久手らしさが感じられる景観まちづくりを進めます。

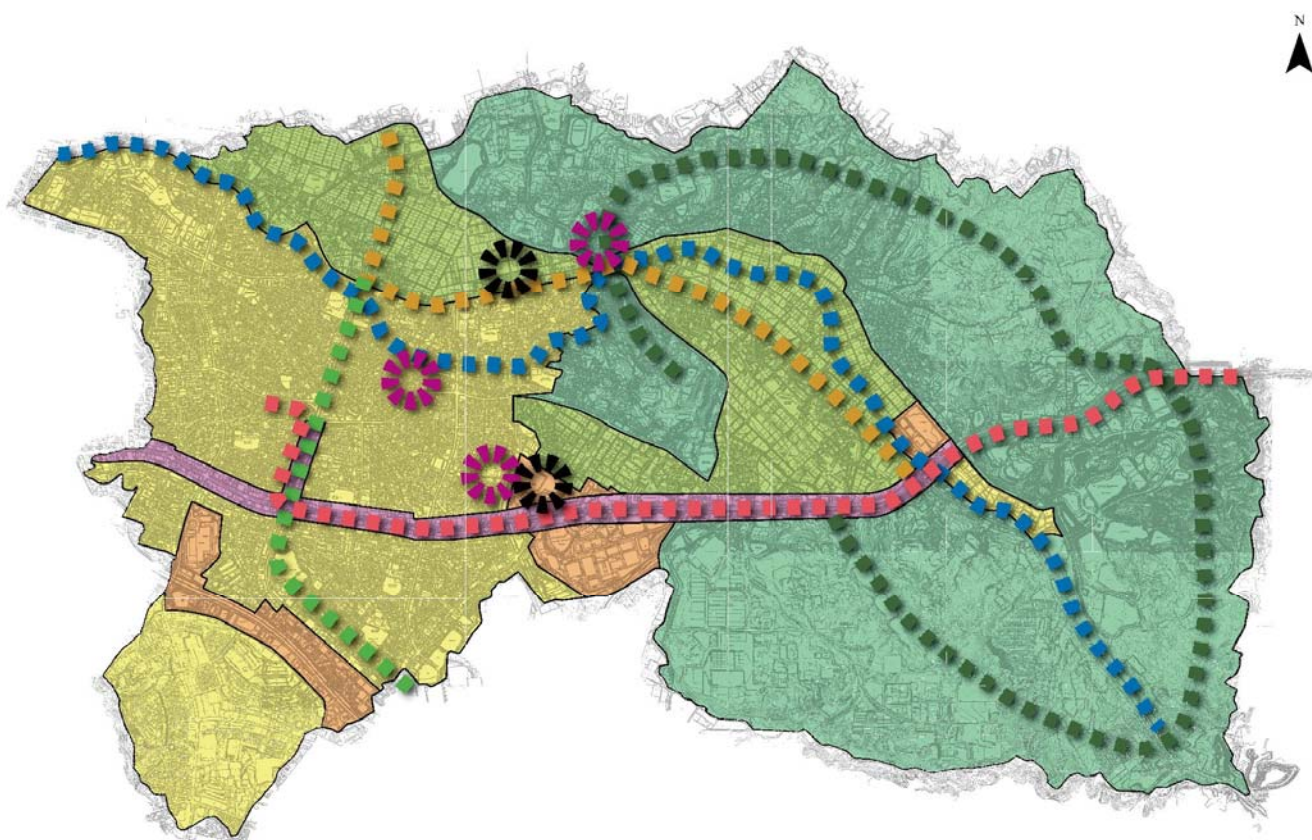
また、長久手独自の交通手段として市内外の利用者の利用が今後も見込まれる東部丘陵線（リニモ）からの眺望景観の保全を図ります。



3. 要素ごとの景観形成の方針

長久手の景観特性及び地域の特徴を踏まえ、景観形成に関する基本方針を実現化するために、2つの景観拠点、5つの景観軸及び5つの景観地域に分け、要素ごとの景観形成の方針を設定します。

3-1. 景観計画区域等の区分



景観拠点		歴史継承拠点
		都市機能複合拠点
景観軸		眺望景観軸
		水辺の景観軸
		山並み景観軸
		農の景観軸
		交流景観軸
景観地域		住宅地域
		田園地域
		丘陵地域
		商業・工業地域
		幹線沿道地域

図 景観計画区域等の区分

3-2. 景観拠点

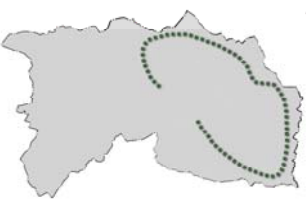
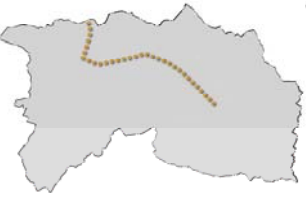
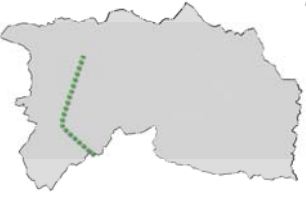
歴史継承拠点及び都市機能複合拠点の2つの景観拠点について景観形成方針を定めます。

景観拠点	景観形成方針	位置図	写 真
①歴史継承拠点	古戦場公園、色金山、御旗山は、長久手合戦における歴史的な資源であり、特に色金山から古戦場公園や御旗山を望む景観は、歴史を偲ぶことができる重要な眺望景観であるため、これらに配慮した景観づくりを進めます。		 ▲古戦場公園  ▲色金山からの眺め
②都市機能複合拠点	長久手古戦場駅周辺及び市役所周辺については、様々な都市機能が集積する都市機能複合拠点として、都市計画マスタープランにおいて位置づけられており、本市の顔となるよう景観形成を図ります。		 ▲現在の市役所

3-3. 景観軸

眺望景観軸、水辺の景観軸、山並み景観軸、農の景観軸、交流景観軸の5つの景観軸について景観形成方針を定めます。

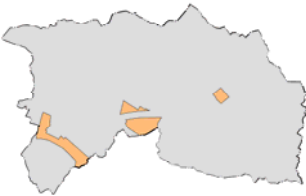
景観軸	景観形成方針	位置図	写 真
①眺望景観軸	東部丘陵線（リニモ）は、長久手独自の個性的な景観軸であるとともに、市内を見渡すことのできる視点場でもあるため、リニモからの眺望景観の維持を図ります。		 ▲リニモから御旗山を望む  ▲リニモから古戦場公園周辺を望む
②水辺の景観軸	香流川は長久手を東西に縦断する水と緑の景観軸であり、“まち”においては親しみのある河川景観づくりを進めるとともに、“さと”においては、香流川沿いの農地及び丘陵地と風景が一体となった自然豊かな河川景観づくりを進めます。 また、香流川遊歩道を楽しく、快適に歩けるように、香流川に面する緑化、香流川から後退した建物配置、香流川から見えにくい場所への付属設備の設置などにより、川沿いの景観づくりを進めます。		 ▲花籠による緑化  ▲香流川

景観軸	景観形成方針	位置図	写 真
③山並み景観軸	東部丘陵や御嶽山などの緑の丘陵地は、市の東部を包み込む緑の回廊であり、市の背景として大きく寄与していることから、連続性のある山並み（スカイライン）に配慮した景観づくりを進めます。		 ▲東部丘陵の山並み
④農の景観軸	前熊寺田交差点から北側の県道田名古屋線及び石田交差点から北側の図書館通りは田園地域をつなぐように縦断しており、道路からは農地及び丘陵地を望むことができることから、広がりのある農地と調和する沿道景観づくりを進めます。		 ▲県道田名古屋線から農地
⑤交流景観軸	図書館通り、杵ヶ池通り、学院通りは、これまで本市が景観軸として位置づけて整備を行ってきた通りであり、また、沿道には文化の家、中央図書館、杵ヶ池公園、杵ヶ池体育館など様々な機能をもつ公共施設が立地し、様々な人が行きかい交流が生まれていることから、人々が交流し、楽しく歩いてみたくなる沿道景観づくりを進めます。		 ▲友愛橋から 図書館通りを望む

3-4. 景観地域

住宅地域、田園地域、丘陵地域、商業・工業地域、幹線沿線地域の5つの景観地域について景観形成方針を定めます。

景観地域	景観形成方針	位置図	写 真
①住宅地域	住宅地であっても身近に自然を感じ、楽しみながら歩けるよう、緑があふれ、落ちつきのあるまち並みづくりを進めます。 また、岩作地区の既存集落については、地区の歴史性が感じられるまち並みづくりを進めます。		 ▲緑豊かな戸建住宅  ▲歴史性を感じるまち並み (岩作地区)
②田園地域	市の北東に広がる田園及びその周辺の集落は、長久手の原風景といえる重要な景観の一つであるため、前熊地区などの集落を含めた田園景観に配慮した景観づくりを進めます。		 ▲東小学校付近から 御嶽山を望む  ▲生垣が連続する集落 (前熊地区)

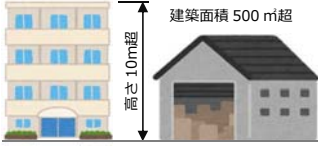
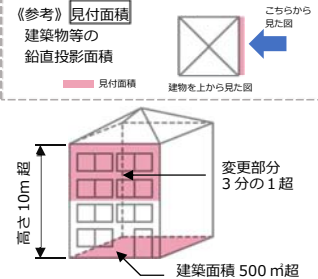
景観地域	景観形成方針	位置図	写 真
③丘陵地域	市東部の広範囲に広がる丘陵地、中央の御嶽山は、田園、集落、山並みが一体となった良好な景観を形成しており、熊張地区などの集落を含めた里山景観に配慮した景観づくりを進めます。		 ▲田園、集落、山並みが一体となったまち並み  ▲山裾の集落（熊張地区）
④商業・工業地域	人が集まりにぎわうための、緑の潤いが感じられる商業景観づくりと、緑豊かな工業景観づくりを進めます。 また、住宅地に隣接する商業・工業地域が多いため、隣接する住宅地に配慮した緑のまち並みづくりを進めます。		 ▲商業施設の外構  ▲緑豊かな工業施設
⑤幹線沿線地域	(都)愛・地球博記念公園線(グリーンロード)、県道名古屋長久手線については、リニモが上空を通行しているとともに、名古屋市から長久手に入る顔となる玄関口や、市内を東西に縦断する景観軸を形成する地域のため、緑があふれ、にぎわいと美しさのある沿道景観づくりを進めます。 また、リニモからの眺望景観に配慮したまち並みづくりを進めます。		 ▲公民協働による緑の連続性の確保  ▲外構が緑化された集客施設

第7章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

長久手にふさわしい良好なまち並み景観の形成を進めるため、景観に大きな影響を及ぼすおそれがある大規模建築物等について、沿道緑化の推進や周辺と調和の取れた形態色彩等の良好な景観の誘導を図るべく、建築物や工作物の形態意匠などの景観形成基準を定めて届出対象とします。

1. 届出対象行為

建築物と工作物の建築行為については、市全域において、景観に与える影響の大きい一定規模以上の行為を対象とします。

届出対象行為		対象規模	イメージ図	備考
建築物	新築、増築、改築または移転	・高さが10mを超える、または建築面積が500㎡を超えるもの		
	外観の変更を伴う修繕もしくは模様替または色彩の変更	・高さが10mを超える、または建築面積が500㎡を超えるもの、かつ各立面の変更部分の見付面積が当該立面の見付面積の3分の1を超えるもの		
工作物	新築、増築、改築または移転、外観の変更を伴う修繕もしくは模様替または色彩の変更	電気供給、通信に伴う鉄塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、アンテナその他これらに類するもの	・高さが15mを超えるもの ・建築物と一体となって設置されるものは、その高さが5mを超え、かつ当該建築物の高さとの合計が15mを超えるもの	通常の維持管理や設備更新などの軽微な変更は除く
		擁壁、柵、塀	・高さが5mを超えるもの	
		高架道路、高架鉄道等これらに類するもの	・高さが5mを超えるもの	
		橋梁、歩道橋等これらに類するもの	・幅員が4mを超えるもの。または、延長が10mを超えるもの	
	太陽電池モジュールの設置または交換	太陽光発電設備	・モジュールの合計面積が1,000㎡を超えるもの	
開発行為		・面積が1,000㎡を超えるもの		

2. 景観形成基準

長久手の多様な景観特性を大きな建築物等からの影響を避け、それぞれの地域で良好な景観形成の推進を図るため、「住宅地域」「商業・工業地域」「幹線沿道地域」「さと（田園地域、丘陵地域）」ごとに景観形成基準を以下のとおり定めます。

住宅地域の景観形成基準			備 考
建 築 物	緑 化	・道路に面して樹木を植栽する。 ・緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置する。	ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、(仮称)長久手市景観審議会等の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない
	形態・意匠	・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成するよう努める	
	配 置	・できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするよう努める。ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。 ・できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないように努める。また、できる限り、擁壁前面か擁壁面への緑化を行うよう努める。	
	色 彩	・主要な色彩は、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ・色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R（赤）及びYR（橙）の色相は、彩度 6 以下 Y（黄）の色相は、彩度 4 以下 上記以外の色相は、彩度 2 以下 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない。 ・アクセントカラー（主要な色彩を補完するために使う色）の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 ・アクセントカラー使用に際しては、見付面積の 5 %以内とする。	
	付属設備	・屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するように努める。やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な意匠の目隠しや緑化により見えないよう配慮する。	
工 作 物	位 置	・周囲のまち並みや山並み、樹木等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないように努める。	
	色 彩	・周囲のまち並みとの調和に配慮した色彩とする。	
	素 材	・経年変化による退色や汚損しにくい素材を用いる。（自然素材は除く）	
	太 陽 光 発電設備	・目立たない場所への配置や周囲を植栽で目隠しするなど、周囲から見えにくくなるよう努める。 ・太陽電池モジュール（パネル）は、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 ・太陽電池モジュール（パネルのフレーム）は、低反射のものを使用する。	
開発行為	形 態	・法面や擁壁は圧迫感を与えないように形態意匠を工夫し、緑化に努めるなど、周囲の景観との調和を図る。	

商業・工業地域の景観形成基準			備 考
建 築 物	緑 化	・道路に面して樹木を植栽する。 ・緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置する。	ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、(仮称)長久手市景観審議会等の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない
	形態・意匠	・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成するよう努める。	
	配 置	・できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするよう努める。ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。 ・できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないように努める。また、できる限り、擁壁前面か擁壁面への緑化を行うよう努める。	
	色 彩	・主要な色彩は、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ・色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R (赤) 及び YR (橙) の色相は、彩度 6 以下 Y (黄) の色相は、彩度 4 以下 上記以外の色相は、彩度 2 以下 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない。 ・アクセントカラー（主要な色彩を補完するために使う色）の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 ・アクセントカラー使用に際しては、見付面積の 10%以内とする。	
	付属設備	・屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するように努める。やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な意匠の目隠しや緑化により見えないよう配慮する。	
工 作 物	位 置	・周囲のまち並みや山並み、樹木等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないように努める。	
	色 彩	・周囲のまち並みとの調和に配慮した色彩とする。	
	素 材	・経年変化による退色や汚損しにくい素材を用いる。 (自然素材は除く)	
開発行為	形 態	・法面や擁壁は圧迫感を与えないように形態意匠を工夫し、緑化に努めるなど周囲の景観との調和を図る。	

幹線沿道地域の景観形成基準			備 考
建 築 物	緑 化	・道路に面して樹木を植栽する。 ・緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置する。	ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、(仮称)長久手市景観審議会等の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない
	形態・意匠	・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成するよう努める。	
	配 置	・できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするよう努める。ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。 ・できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないように努める。また、できる限り、擁壁前面か擁壁面への緑化を行うよう努める。	
	形 態	・周辺の景観に配慮して、大きな面を構成しないよう分節に努める。	
	色 彩	・主要な色彩は、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ・色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R (赤) 及び YR (橙) の色相は、彩度 6 以下 Y (黄) の色相は、彩度 4 以下 上記以外の色相は、彩度 2 以下 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない。 ・アクセントカラー（主要な色彩を補完するために使う色）の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 ・アクセントカラー使用に際しては、見付面積の 10%以内とする。	
	付属設備	・屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するように努める。 ・やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な意匠の目隠しや緑化により見えないよう配慮する。	
工 作 物	位 置	・周囲のまち並みや山並み、樹木等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないように努める。	
	色 彩	・周囲のまち並みとの調和に配慮した色彩とする。	
	素 材	・経年変化による退色や汚損しにくい素材を用いる。 (自然素材は除く)	
開発行為	形 態	・法面や擁壁は圧迫感を与えないように形態意匠を工夫し、緑化に努めるなど周囲の景観との調和を図る。	

田園地域、丘陵地域の景観形成基準			備 考
建 築 物	緑 化	・道路に面して樹木を植栽する。 ・緑地はできる限り道路から望見できる位置に設置する。 ・敷地内の既存樹木は、できる限り保全する。ただし、やむを得ず既存樹木を保全できない場合は、できる限り敷地内に移植し、伐採は必要最小限にとどめるものとする。	ランドマークとしての役割を果たす建築物等で、(仮称)長久手市景観審議会等の意見を聴いて市長が景観形成上必要と認める場合においては、この限りではない
	屋 根	・周辺の田園風景や里山風景に調和するような形状にする。	
	形態・意匠	・周辺の田園風景や里山風景との調和に配慮し、まとまりある景観を形成するよう努める。	
	配 置	・できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とするよう努める。ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。 ・できる限り現況地形を活かし、長大な擁壁が生じないように努める。また、できる限り、擁壁には自然石を用いたり、擁壁前面か擁壁面への緑化を行うよう努める。	
	色 彩	・主要な色彩は、周囲の景観及びまち並みとの調和に配慮する。 ・色彩は、他法令に基準のあるものを除き、マンセル表色系による以下の基準を超えないものとする。 R (赤)、YR (橙)、Y (黄) の色相は、彩度 4 以下 上記以外の色相は、彩度 2 以下 ※自然素材を着色せずに使用する場合は、当該基準は適用しない。 ・アクセントカラー（主要な色彩を補完するために使う色）の使用に際しては、使用する色彩相互の調和やバランスに配慮すること。 ・アクセントカラー使用に際しては、見付面積の 5 %以内とする。	
	付属設備	・屋外や屋上に設ける設備は、道路等の公共空間から見えにくい場所へ設置するように努める。 ・やむを得ず設置する場合は、建築物と一体的な意匠の目隠しや緑化により見えないよう配慮する。	
工 作 物	位 置	・周囲のまち並みや山並み、樹木等の自然資源等の状況を十分に把握し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねないように努める。	
	色 彩	・周辺の田園風景や里山風景との調和に配慮した色彩とする。	
	素 材	・経年変化による退色や汚損しにくい素材を用いる。 (自然素材は除く)	
	太 陽 光 発電設備	・目立たない場所への配置や周囲を植栽で目隠しするなど、周囲から見えにくくなるよう努める。 ・太陽電池モジュール（パネル）は、低反射で、できるだけ模様が目立たないものを使用する。 ・太陽電池モジュール（パネルのフレーム）は、低反射のものを使用する。	
開発行為	形 態	・法面や擁壁は圧迫感を与えないように形態意匠を工夫し、緑化に努めるなど周囲の景観との調和を図る。	

【参考】色彩基準の考え方

■基本的な考え方

長久手は、丘陵地、農地などの豊かな自然景観や、街路樹や公園の緑、住宅地の緑などに恵まれ、自然な色彩に彩られています。このため、背景となる自然の緑や、身の周りの緑等を活かせるような色を用いることを基本として、色彩に関する景観形成基準を定めています。

樹木や草など自然の緑の色彩は、概ね彩度は6前後となっており、これらの長久手市の自然の色彩を活かすためには、建築物の外壁や工作物の主要な彩度を6以下に抑えることが必要と考えました。



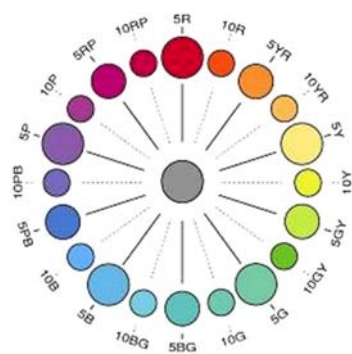
■マンセル表色系

マンセル表色系とは色を表す3属性（色相・明度・彩度）、色立体にもとづく色の数値表現の一つです。その数値を“マンセル値”と呼び、色を定量的に表す時はこの値が広く用いられています。

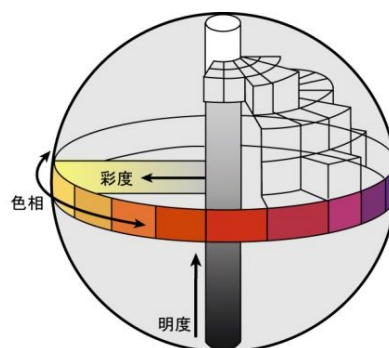
下図のように、縦軸に明度、外周に色相、中心からの横軸に彩度をとる円筒座標型の色立体がマンセル表色系です。

マンセル表色系は、国際的な尺度である表色系としても有名で、日本でもJIS（日本工業規格）で取り上げられ、日本塗料工業会発行の塗料用標準色など実用的に広く利用されています。

マンセル表色系ではひとつの色彩を“色相”、“明度”、“彩度”という3つの属性の組み合わせによって表現しています。



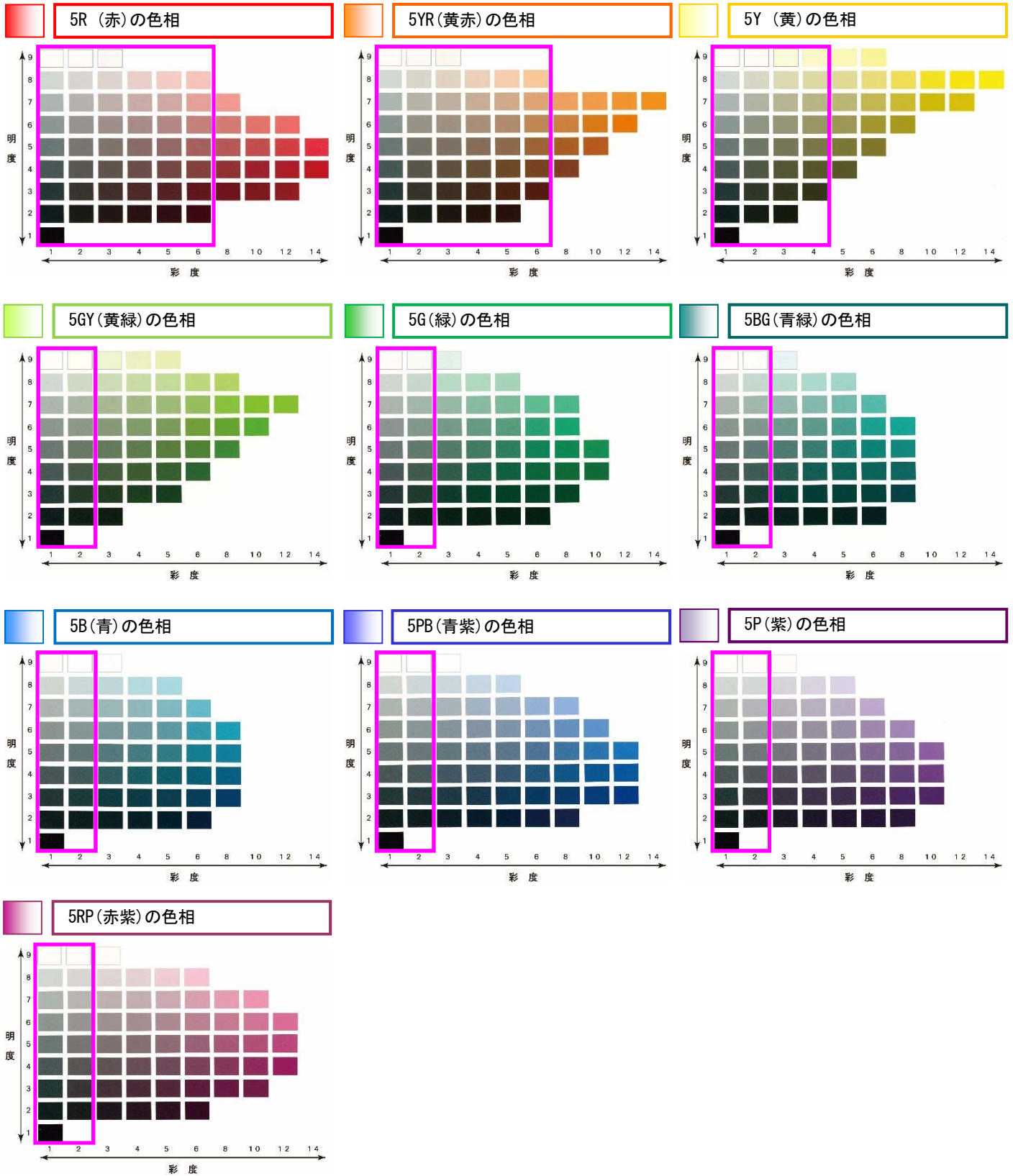
マンセル色相環



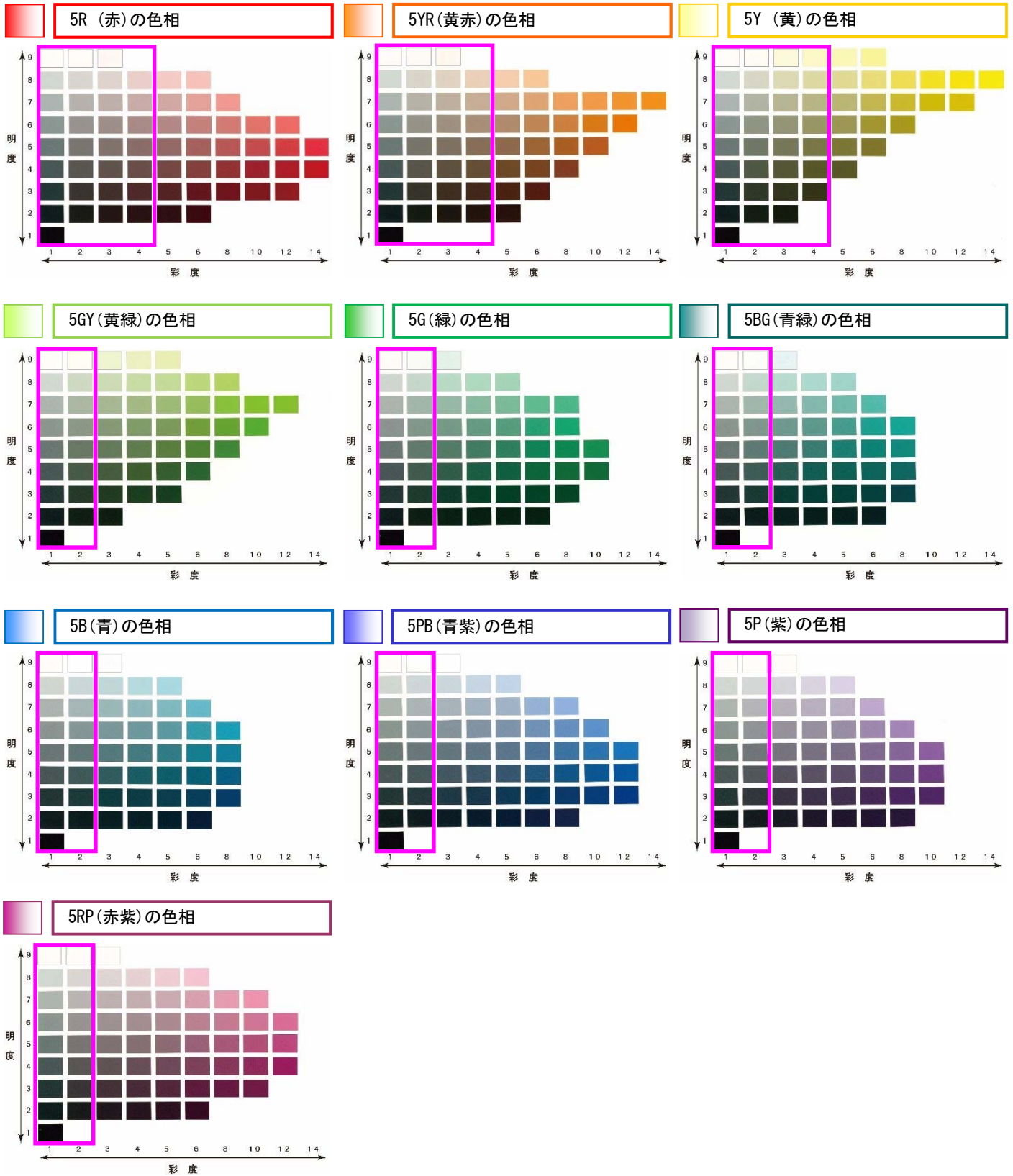
色相・明度・彩度

・色相	有彩色で赤・黄・青など他の色と区別する基本となる色の特徴。
・彩度	色の鮮やかさの度合い。色の純度。
・明度	色のもつ明るさや暗さの度合い。

色彩基準のカラーチャート “まち（住宅地域・商業・工業地域・幹線沿道地域）”



色彩基準のカラーチャート “さと（田園地域、丘陵地域）”



第8章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物の指定の方針

長久手市内において、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもののうち、以下のいずれかに該当する建造物（建築物及び工作物）を、所有者の意見を聴き合意を得た上で景観重要建造物として指定していきます。

- ①過去から継承され、未来へ引き継いでゆくべき歴史的な建造物
- ②長久手市のランドマークとして、広く市民に愛されている建造物
- ③地域住民の生活、文化、歴史をあらわす建造物



▲半田赤レンガ建物(半田市)



▲旧川上貞奴邸(名古屋市)

図 景観重要建造物イメージ

2. 景観重要樹木の指定の方針

長久手市内において、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもののうち、以下のいずれかに該当する樹木を、所有者の意見を聴き合意を得た上で景観重要樹木として指定していきます。

- ①ランドマークや街角に立ち地域のシンボルとなるような樹木
- ②歴史的に重要な樹木や地域の人々に愛されている樹木



▲（埼玉県戸田市）



▲（神奈川県横須賀市）

図 景観重要樹木イメージ

